

国際協定遵守問題の計量分析

—— WTO 紛争における裁定履行の事例 ——*

千 葉 大 奈**

- I はじめに
- II WTO 紛争と裁定履行
- III 先行研究(1): 協定遵守の理論と裁定履行
- IV 先行研究(2): GATT/WTO 紛争のエスカレート
- V 計量分析
- VI 結論

I はじめに

国際的相互依存の進展に伴って、貿易・金融・軍備管理・環境・人権保護など、様々な領域における国家間の利害対立は複雑化している。近年、錯綜する諸国間の利害を調整するにあたり、伝統的な力の政治ではなく、明示的なルールや手続きによって国際問題に取り組み、国家間協調を確保していこうとする動き、すなわち国際政治の法制化 (legalization) が進んでいる¹⁾。法や制度の整備された国内社会と違い、国際社会は、アクター間の合意を強制的に執行する集権的権威を持たず、「アナキー」であると言われてきた。法制化の進展は、このような国際関係を大きく変質させるものとなるのだろうか。それとも、法制化の進展は見せかけに過ぎず、国際社会は依然として力の論理が支配する世界で有り続けるのだろうか。国際関係における制度の存在が国家間協調の可能性に与える影響について、これまで2つの主要な国際政治理論から全く対照的な結論が下されて

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347-0388

※ 本稿の執筆にあたり、一橋大学21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」による若手研究者研究活動経費の助成を得た。また、本論文は、2005年度国際政治学会研究大会分科会「理論と方法」での報告（北海道札幌市、2005年11月）に加筆・修正を加えたものである。分科会の討論者・参加者から貴重なコメントを頂戴した。ここに記して感謝する。

※※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 国際政治の法制化について、Goldstein et al. (2001)。

きた²⁾。本研究は、法制化された国際協定に対する国家の遵守行動の原因を分析することで、この議論に貢献することを目指す。

ネオリアリストの理論家達は、国際政治において制度・ルールのみならず役割に否定的である。すなわち、国家がルール遵守的に行動しているように見えたとしても、それは短期的な利害の反映にすぎず、自らの利益に反する時にはルールに従うことはないと言う³⁾。パワーこそが国家の行動を左右するもっとも重要な要因であり、国際制度は、国家の行動を縛る要因にはならない。したがって、例えば米国のような大国が単独主義行動をとろうとした場合、制度は無力であると言う。

これに対してネオリベラルの立場からは、ルールを作り、不遵守を相互に抑止するような制度を整えていくことで、自己の利益を合理的に追求する国家同士の間にも協調の可能性が高まることが指摘されてきた⁴⁾。特に、制度のメカニズム・デザインに関する近年の研究は、WTOのような司法的紛争処理機構を備えた制度がなぜ生まれてくるのかを明らかにしている⁵⁾。

ところが、これまでのネオリベラルの研究は制度の成立過程に焦点を当ててきた一方で、いったん成立した制度の下で、ルールによる規律が国家の行動にどれほど影響を与えているのかという問題については十分な回答を与えられなかった。ルールや制度の重要性を理解するためには、制度化の原因だけではなく、制度化の効果という側面に焦点をあてなければならないことは自明である⁶⁾。しかし、過去の多くの研究がこの点を理解していながらも、制度化の効果をうまく捉えることができなかった。なぜなら、国家がルール遵守的な行動をとっている状況を

2) リアリズム・リベラリズムの間の論争、とりわけ、国際制度と国際協調の問題に関するネオリアリズム・ネオリベラリズムの議論について、Baldwin (1993)。

3) Mearsheimer (1994-95)。

4) Keohane (1984); Keohane and Martin (1995)。

5) 国際制度のメカニズム・デザインについて、Koremenos, Lipson and Snidal (2001)。GATT/WTOの制度デザインについて、Rosendorff (2005); Rosendorff and Milner (2001)。司法的紛争処理制度について、Keohane, Moravcsik and Slaughter (2000); Smith (2000); Yarbrough and Yarbrough (1997)。

6) 同様の観点から上記の制度デザイン研究を批判する論考として、Duffield (2003); Wendt (2001)。

ただ観察しても、それがルールの影響によるものなのか、それとも単に利害計算からそうしているだけなのか、判別することは一般に困難だからである。「国家の行動がたとえルール遵守的に見えたとしても、その行動が必ずしもルールの影響によるものとは限らない」と主張するリアリストに対してリベラルが反論するためには、違反行動により利益が得られるような状況で、それでもなお国家がルール遵守的に振る舞うのはなぜか、という問題に焦点をあわせる必要がある。

そこで本研究では、WTO紛争の事例を取りあげる。WTOの紛争処理機構から自国に対するクロ裁定を受けた時に、なぜ国家はその裁定に従うのだろうか。WTOの目指す相互の関税引き下げによる貿易自由化が、典型的な混合動機ゲーム⁷⁾であることから、クロ裁定を受けた被提訴国にとって、協定遵守 (= 裁定履行) が短期的には不利益を生じうることは明らかである。それにもかかわらず、国家は時に速やかに裁定を履行し、遵守行動を見せている。一方で、欧州 (EC)⁸⁾のホルモン牛肉問題や、米国の鉄鋼問題、カナダ・ブラジルの航空機問題など、履行が全く行われぬ、あるいは履行に重大な遅延が生じているケースも多い。このように、国家の遵守行動に差が生じているのはなぜだろうか。

WTOの裁定履行の成否を左右する要因として、これまではリアリスト的な観点から、提訴国・被提訴国の力関係から生じる制裁パワーの要因が注目されてきた。これに対して本研究では、不履行による自国の評判低下の懸念が、被提訴国の遵守行動を促進することを明らかにする。そのような評判は、制度を通じた相互作用によって蓄積され、また制度を通じて各国に伝達される。ルールによる規律は、制度によって媒介され、パワーや利益といった要因とは独立に、国家の行動に影響を与えていると考えられる。これが本研究の結論である。

以下の各節の内容は、次の通りである。第Ⅱ節では、WTOにおける司法的紛争処理制度における紛争プロセスを概説した上で、提訴国・被提訴国別に見た裁定の履行成績を概観する。履行の成否と紛争エスカレートに関連について言及

7) 混合動機ゲーム (mixed motive game) とは、相互協力により利益を得るが、相手が協力している時に一方的に裏切ることにより、更に大きな利益を得ることができる状況を指す。典型的には囚人のディレンマなど。

8) WTOでは、欧州連合 (EU) に加盟する諸国は、共通通商政策の下、単一の主体として行動しており、通称EC (European Communities) と呼ばれている。

し、セレクション・バイアスの問題を議論する。第Ⅲ節とⅣ節では、先行研究を検討する。第Ⅲ節において、国際協定遵守問題に関する3つの理論的枠組みから、WTO紛争の裁定履行を説明する仮説をそれぞれ引き出す。第Ⅳ節では、紛争のエスカレートに影響する要因について論じる。第Ⅴ節では、計量分析を用いてそれらの仮説の実証を試みる。紛争が裁定へとエスカレートする段階と裁定の履行段階とを区別した上で、各独立変数が両段階に与える影響を把握するための計量モデルを提示する。第Ⅵ節では、分析結果について議論し、政策的含意について言及して結びとする。

II WTO紛争と裁定履行

1 WTOの紛争処理制度

1995年、GATTを改組するかたちで成立したWTOは、旧GATT時代と比較して、規律対象とする貿易分野が拡大しただけでなく、高度に司法化された紛争処理制度を備えるに至った⁹⁾。紛争処理手続きの詳細は、WTO諸協定中の「紛争解決了解 (Dispute Settlement Understanding、以下DSU)」に規定されている。この特徴は、旧GATT時代の制度と比較すると顕著である¹⁰⁾。

紛争処理制度は、様々な点で国内民事訴訟の仕組みにより近づいたと言える。例えば、GATT時代の制度では、他国の貿易措置について協定違反の申し立てを行おうとしても、裁定に持ち込むためには被提訴側の同意を得る必要があった。裁判を始める段階だけでなく、判決を採択する段階においてもそのような同意を得る必要があり、被提訴国は自国にとって都合の悪い、履行しにくいような裁定を拒否することが可能であった。すなわち、被提訴国は紛争の各段階において訴訟の進行を「ブロック」することができたという意味で、裁判所が強制的管轄権を持つ国内訴訟制度とは大きく異なっていた。

これに対してWTOでは、ネガティブ・コンセンサス方式と呼ばれる仕組みが導入され、訴訟の進行は「全会一致で反対しない限り」ブロックできないことに

9) WTO体制、およびその紛争処理手続きについて、岩沢 (1995); Jackson (1997); 小寺 (2000); 田村 (2001) 参照。

10) GATT時代の紛争処理の包括的な研究として、Hudec (1993)。

なった。被提訴国の同意なしに訴訟を行うことができるようになったという意味で、紛争処理パネルは実質的に強制的管轄権を持つようになったと言える¹¹⁾。

提訴国が裁定に持ち込む権利が保障されているながらも、協議・交渉による和解が推奨され、協議前置主義が取られている点も、国内民事訴訟と共通している。加盟国が他国の貿易措置について協定違反の申し立て¹²⁾を行う場合、まずWTOの下で公式の二国間協議が行われる。その協議において交渉による和解が成立しなかった場合、提訴側が要請すればほぼ自動的に紛争処理パネルが設置され、当該措置がルール違反であるかがパネルにより審議され、裁定が下される。パネルによる裁定はほぼ自動的に採択される。

パネルから「クロ」裁定（被提訴国の措置がWTOルールに違反しているとの裁定）が下された場合、被提訴国は「合理的な履行期限（reasonable period of time）」内に、勧告に従って当該措置を是正し、認定された協定不遵守を是正する義務を負う。国内民事裁判との際だった相違点として、WTOには強制力を備えた執行機関が存在しないため、裁定の執行が自動的であることが指摘される。敗訴した被提訴国が裁定を履行しない場合、国内社会のように政府からペナルティが与えられるようなことはない。被提訴国の裁定不履行を防止するための制度として、提訴側は推定される損害に見合った額の通商代償措置の提供を被提訴国に求めることができる¹³⁾。さらに、そのような代償の提供に応じない場合には、報復関税（譲許停止）の形で対抗措置を取ることが認められている。ところが、そのような報復措置の実行は提訴側にとっても費用がかかるため、有効な抑止力となっているとは必ずしも言えず、以下で論じるように、クロ裁定の遵守状況に

-
- 11) 紛争処理制度についてGATTからWTOへと改組される中で強化された点として、ネガティブ・コンセンサス方式の導入の他に、(1)上級委員会が設置され、二審制が導入されたこと、(2)たすきがけ報復（cross retaliation）が認められたこと、および(3)一方的措置が禁止されたことなどが挙げられる。
 - 12) WTOでは、そのような狭義の協定義務違反以外にも、「利益の無効化侵害（nullification and impairment）」が起こったとされる場合には(1)非違反申し立ておよび(2)状態申し立てを行うことができるが、本稿ではそのようなケースも広義のWTOルール違反と捉え、3者を特に区別しないこととする。
 - 13) 代償措置は、被提訴側から提訴側への金銭の授受という形ではなく、当該措置とは別の分野での関税譲許の形を取る。現在、DSU改革の一案として金銭授受による代償措置の導入が議論されている。例えば、Bronckers and van den Broek (2005)参照。

はバラツキが見られる。

2 裁定履行の問題とセレクション・バイアス

これまで、WTO加盟国の裁定履行は良好であるとの評価が多かった¹⁴⁾。しかし、Davey (2005a)も指摘するように、クロ裁定が言い渡された案件の中には、現在に至るまで履行がなされない案件があるほか、履行に著しい遅延が生じた案件もかなり多い。WTOが設立された1995年1月からの2003年12月までに提訴され、2005年12月の時点で履行段階に入っている全裁定案件について、不履行・および履行が難航した件数を被提訴国別にまとめたのが表1である。

一見して分かるように、4極（米国・EC・日本・カナダ）と呼ばれる大国が提訴を受けた案件に履行遅延が多い。このような、大国による「居残り」的不履行は注目を集めやすく、その抑止策として、これまでは対抗措置の強化案などが議論されることが多かった。例えば、複数の提訴国による共同制裁を認める案や、制裁規模の策定にあたって損害を遡及的に推定する方法などが提案されている¹⁵⁾。

しかしながら、履行の問題を考えるにあたって、履行が失敗したケースだけを取りあげて議論することはセレクション・バイアスを生む。セレクション・バイアスとは、収集すべき観察対象の一部のみを取りあげて分析する場合に生じる評価の歪みのことである¹⁶⁾。WTO紛争の裁定履行の問題を考えるためには、少なくとも以下の2点に注意してセレクション・バイアスに対処する必要がある。

第1に、履行が成功したケースを視野に入れることである。例えば米国やカナダは、履行の難航が目立つ一方で、スムーズな履行に成功したケースも多い。履行過程においてこのような差が生じるのはなぜかを明らかにするためには、成功・失敗の両方の事例を研究しなければならないことは明白である。観察対象の選択にあたって「従属変数に沿った選択」をしてはならないということは、古く

14) 例えば、Sutherland et al. (2004), ch.6。本書は、WTO事務局長を務めたSutherlandを座長とする諮問委員会がまとめた報告書であり、通称Sutherland Reportと呼ばれる。

15) Davey (2005a)は、この他にも金銭代償の導入について論じている。

16) King, Keohane and Verba (1994), ch.4。

表1 WTO紛争における裁定履行(1995-2003):被提訴国別

被提訴国	裁定履行状況		
	難航	履行	合計
アルゼンチン	2	4	6
オーストラリア	2	0	2
ブラジル	1	0	1
カナダ	4	5	9
チリ	1	0	1
EC	6 ⁽¹⁰⁾	3	9 ⁽¹³⁾
エジプト	0	1	1
グアテマラ	0	1	1
インド	0	5	5
インドネシア	0	1 ⁽³⁾	1 ⁽³⁾
日本	3 ⁽⁵⁾	0	3 ⁽⁵⁾
韓国	1	4 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁶⁾
メキシコ	2	0	2
タイ	1	0	1
トルコ	1	0	1
米国	15 ⁽²⁶⁾	12 ⁽²⁴⁾	27 ⁽⁵⁰⁾
合計	39 ⁽⁵⁶⁾	36 ⁽⁵¹⁾	75 ⁽¹⁰⁷⁾

カッコ内の数値は、複数国から提訴があった案件について、提訴国数別にカウントしたものを。

から指摘されてきた。そのため、この点については、履行の成否に関心のある多くの研究がクリアしている¹⁷⁾。

17) 例えばDavey (2005a); van den Broek (2003)。もちろん、顕著な不履行が生じた案件のみを少数とりあげて詳細に分析する判例研究(case study)の持つ、発見的な価値を否定するわけではない。しかし、不履行案件「のみ」に注目することの危険性は軽視すべきでない。

第2に、より見過ごされやすい点として、裁定履行を促進／阻害する要因が、裁定の有無自体を左右してしまっている可能性が考慮されなければならない。履行の成否は裁定が出されて初めて観察可能になるが、そもそもどのような案件が裁定段階へとエスカレートしてくるのかは、自明ではない。GATT/WTOの紛争では、上述したように、裁定が下される前の段階で2国間協議が行われており、この段階で2国間の合意により解決される案件も多い。このことを踏まえると、裁定履行と裁定へのエスカレートの間の相関関係について、正負両方向に2つの可能性が考えられる。いずれの場合であっても、裁定案件のみを取りあげて履行の成否を論じることはセレクション・バイアスを生むことになる。

3 「履行しやすい案件ほどエスカレートしやすい」可能性

まず、履行促進要因と案件のエスカレート要因が正方向に連動している場合を考えてみよう。裁定履行を促進する要因が、紛争のエスカレートをも促進する働きをしているものと考えられる。この時、裁定案件として観察されるサンプルは、履行されやすい案件ばかりから成り立っていることになる。したがって、裁定案件のみを用いて履行の成否を議論すれば、裁定履行の可能性は過大評価されることになる。

このような連動が起こるのはなぜだろうか。履行の困難が予測される案件について、提訴国・被提訴国それぞれの側に「紛争をエスカレートさせない」インセンティブが生まれる状況が考えられる。これを提訴国の観点から見てみると、次のようになる。GATT時代には、被提訴側にとって履行できない裁定が出された場合には、採択を拒否することができた。そのため、訴訟費用を払ってまで裁定段階へとエスカレートしてくる案件は、被提訴側が採択に同意し、履行する確率が高いものであることが指摘されていた¹⁸⁾。被提訴側が裁定の採択をブロックすることができないWTO体制の下でも、同様のメカニズムが働いている可能性はある。例えば、提訴側が途上国である場合、訴訟にかかる人的・金銭的費用の

18) Hudec (1993)。WTOにおける農業案件について、内記 (2005), pp.288-289もこの点を議論している。

負担を大きく感じるため、費用対効果の観点から履行の可能性が低い案件は裁定をあきらめ、なるべく被提訴側の裁定履行の可能性が高いものを選んで訴訟をエスカレートさせていることが考えられる。

被提訴国の観点から見ると、裁定後の履行が政治的な理由などにより本当に困難な場合ほど、提訴側に対して何らかの利益供与を申し出ることによって譲歩を引き出し、協議段階での2国間解決に持ち込もうとするインセンティブが生まれる。逆に、履行が容易な案件の場合、たとえクロ裁定が予測されても、とりあえず裁定が出るまで措置を続行させておき、裁定が出された場合にはその時に履行するという選択肢がある。このようにすることで被提訴国は、提訴を受けた後も一定期間違反措置を継続するというメリットを得る¹⁹⁾。この場合も、やはり裁定履行が容易な案件ほどパネル裁定へとエスカレートしてくる結果が生まれる。

4 「履行しにくい案件ほどエスカレートしやすい」可能性

逆に、履行促進要因と案件のエスカレート要因が逆方向に働いている場合はどうだろうか。裁定履行を促進する要因が、紛争のエスカレートを阻害する働きをしているものと考えられる。この時、裁定案件として観察されるサンプルは、履行されにくい案件ばかりから成り立っていることになる。したがって、裁定案件のみを用いて履行の成否を議論すれば、裁定履行の可能性は過小評価されることになる。

被提訴国にとって、裁定のエスカレートによるコスト（すなわちクロ裁定を受けるコスト）が大きい場合、違反措置の撤廃が容易な案件は裁定が出される前に撤廃し、協議段階で提訴側から譲歩を引き出して提訴を取り下げてもらうことが合理的な選択になる。この時、裁定が出されるまでは解決できないような、履行が難しい案件ばかりが裁定へとエスカレートしていくことになる。飯田 (2001) ; Iida (2003) は、2国間協議段階では国内アクターの反対のために違反措置を撤廃

19) DSUに定められた紛争のタイムフレームによると、パネル設置から裁定までは9ヶ月（上訴した場合12ヶ月）ということになっているが、実際には平均15ヶ月強であると言われている。さらに、その後に平均9ヶ月の「合理的な履行期限」が設定されることを考えれば、パネル設置後から数えても約2年間、違反措置を継続できることになる。Davey (2005b)。

できないとしても、紛争がエスカレートすることで裁定を「外圧」として用いることができる状況が生まれることに注目している。紛争が裁定へとエスカレートすることで、被提訴国政府はより有利に自国内の保護主義勢力に対抗することができるようになる²⁰⁾。このような場合、裁定なしでは措置撤廃が難しい案件ほど裁定へとエスカレートしていくような状況が生まれ、履行を促進する要因が紛争のエスカレートを阻害する方向に働くと言える。

5 セレクション・バイアスへの対処

上記いずれの可能性であっても、裁定へとエスカレートしてくる案件は、紛争案件を適切に代表するサンプルとはなっていないことになる。GATT/WTO紛争における、このようなセレクション・バイアスの存在は、これまでの研究でもしばしば指摘されてきた²¹⁾。例えばIida (2004)は、WTO紛争の中でどのような案件が早期解決に持ち込まれやすいのかを明らかにすることで、このセレクション・バイアスを間接的に特定しようとしている。しかしながら、履行段階に焦点を当てた研究において、早期解決されやすさ(=エスカレートしにくさ)と履行の成否の関係については、何らかの相関があることは指摘されながらも、理論的に適切な形でこの両者の連動を分析する研究は、これまで行われてこなかった²²⁾。

そこで本研究は、履行のケース・不履行のケース両者を取りあげるだけでなく、WTOへと提訴された全案件を取りあげた上で、セレクションを考慮した計量分析を行う。全紛争案件の中から、履行しやすい(しにくい)案件ばかりが裁定へと「セレクト」されている可能性を考慮し、このセレクション過程でのサンプル切り捨ての情報を用いて、履行の成否についての推定を補正する計量モデル

20) Guzman (2003); Reinhardt (2003)も同様の指摘を行っている。

21) 特に、GATT/WTO紛争の早期解決(early settlement)に焦点を当てた実証研究を参照。Busch (2000); Busch and Reinhardt (2000, 2002, 2003a); Guzman and Simmons (2002); 飯田 (2001); Iida (2003, 2004); Reinhardt (2001)。

22) 計量的アプローチを取る先行研究のうち、履行段階を分析の射程に入れているものとして、Busch (2000); Busch and Reinhardt (2003a); Reinhardt (2001)。また、WTO紛争の履行制度に関する学際的・包括的な研究として、川瀬・荒木編 (2005)の各章を参照。

を考える。言い換えると、本研究は、「裁定が出された案件について、履行に差が生じるのはなぜか」という問いと、「そもそも、どのような案件が裁定に持ち込まれやすいのか」という問いに対して、一貫した回答を与えることを目指す。

上記の問いに答えるにあたり、以下の第ⅢおよびⅣ節では、それぞれの問いに対して先行研究からこれまでどのような回答がなされてきたのかを検討する。まず第Ⅲ節では、裁定履行＝協定遵守と捉え、国際協定遵守問題についてのこれまでの研究を概観し、それぞれから検証可能な仮説を引き出す。次に第Ⅳ節では、GATT/WTO紛争のエスカレート要因に関するこれまでの実証研究を検討し、どのような案件が裁定へと持ち込まれやすいのかについての仮説を引き出す。それらの仮説については、第Ⅴ節で実証される。

Ⅲ 先行研究(1)：協定遵守の理論と裁定履行

国際協定の遵守問題に関する理論として、従来の実証分析では、管理モデルと制裁モデルの2つの理論枠組みが取りあげられることが多かった²³⁾。本節では、この2つの立場を批判的に検討するとともに、近年再注目されている第3の立場として、評判モデルを検討する。その作業と並行して、それぞれの理論枠組みからWTO裁定の履行問題に関する検証可能な仮説を引き出し、変数の操作化について論じていく。

1 管理モデル (Management Model)

国家の協定遵守を説明する第1の理論枠組みは、管理モデルである²⁴⁾。この学派の理論家達は、国家は一般に国際的な取り決めを守る傾向を持つ、という前提から出発する。条約違反は稀に起こってくるにすぎないのであり、稀に起こる協定違反が注目されてしまう陰で、実は圧倒的に多くのケースにおいて、国家は協

23) 管理モデル・制裁モデルの2つの立場から国際協定遵守問題の実証分析を行っている研究として、Borzell and Panke (2005); Tallberg (2002)。また、遵守研究のレビュー論文でも、この2つのモデルの対照性が強調されることが多い。Simmons (1998); Raustiala and Slaughter (2002) 参照。

24) このアプローチの代表的な研究として、Chayes and Chayes (1991, 1993, 1995); Haas, Keohane and Levy (1993); Mitchell (1994); Young (1979, 1992)。

定を遵守しているのだと言う。Henkin (1968)がかつて言明したように、「ほとんど全ての国家が、ほとんど全ての場合において、ほとんど全ての国際法の原則とほとんど全ての義務にしたがっている」のである。

もし不遵守が起こってくるとすれば、それは政府の意図的な政策ではなく、むしろ行政上・管理上の問題に原因があるとされる。具体的には、締結した協定の義務の曖昧さや、国家の財政的・行政的能力の欠如が、国家の協定履行能力を制約していると言う。したがって、国家の協定遵守を確保するためには、紛争処理制度の導入によって協定の明確性を高めたり、国家の政策遂行能力を高めるために行政支援を行ったりすることが重要であって、違反国を罰するための制裁は必要ないことになる。この主張は、たとえ罰則規定のない国際協定であってもこれまで国家は良好な遵守を示してきたという観察に基づいている。Chayes and Chayes (1993)は、環境問題を規制する国際協定について取り上げ、不遵守の場合の罰則を定めていない緩やかな制度の方が、厳格な制度の場合よりも国家の遵守の割合が高いことを指摘している。

このアプローチから、WTO裁定の履行問題を見た場合、どのような観察可能な含意が引き出せるだろうか。第1に、協定義務の(不)明瞭性の点は、裁定の履行の成否を説明する大きな要因とはならないと考えられる。WTOの紛争処理機関が出す裁定は、協定違反であるかどうかの判断の他、違反措置を是正するための具体的な政策についての提案を含んでいる。この段階での遵守・不遵守を説明するためには、他の要因に注目するべきであろう。

Young (1992)は、経済・政治両面での、国家の能力の制約 (capacity limitations) に注目した。経済・財政的能力不足による不遵守とは、国際機関からの裁定によって協定義務が明確にされ、国家が遵守を志向したとしても、財政的余裕がないために履行に失敗してしまうような状況である。この主張が正しいならば、他の条件を一定にした場合、

仮説 M_1 クロ裁定を受けた被提訴国の財政が豊かであるほど、履行能力が高く、裁定履行成績が良い。

という関係が観察されるはずである。本研究では、被提訴国政府の財政能力は、その国の所得水準と強い相関関係にあると想定し、当該国のGDPで操作化する。各国のGDPデータは、世界銀行が提供するWorld Development Indicatorから得た²⁵⁾。変数名はD_GDPである。裁定履行の促進要因として、正の係数を持つことが予測される。

次に、政治・行政的能力不足による不遵守とは、政府が協定遵守を望んでいながらも、違反措置から利益を得る国内アクターからの反対にあい、政策変更のための支持を確保できないせいで遵守に失敗してしまう状況を指す。このような、批准の失敗による非意図的な不履行の問題²⁶⁾を捉えるために、本研究では「拒否権プレイヤー (veto players)」の概念に注目する。拒否権プレイヤーとは、政策転換を行うためにその同意が必要とされるアクターを意味する。Tsebelis (2002)は、憲法構造により制度的に規定される「制度的拒否権プレイヤー」に加えて、議院における党派構成によって規定される「党派的拒否権プレイヤー」の2つのカテゴリの拒否権プレイヤーを特定し、政治体制・立法府のあり方・政党システムが異なる国々を共通の視座で比較するための枠組みを提供した。Tsebelisによれば、拒否権プレイヤーの数が多い国では、現状維持の打開が難しく、政策転換の可能性は低い²⁷⁾。これをWTO裁定の履行問題にあてはめて考えると、他の条件を一定にした場合、

仮説 M2 クロ裁定を受けた被提訴国の拒否権プレイヤーの数が多いほど、違反措置の撤廃が難しいため、裁定履行成績が悪い。

という関係が観察されるはずである。本研究では、Beck et al. (2001)およびKeefe and Stasavage (2003)が提唱した、Database of Political Institutionsのデータセットから拒否権プレイヤーの数を測る変数CHECKSを用いて操作化して

25) オンライン版World Development Indicator。<<http://publications.worldbank.org/WDI/>> 2005年10月アクセス。

26) Iida (1996)参照。

27) 大矢根 (2005)は、コンストラクティヴィストの立場から、拒否権プレイヤーとコア・プレイヤーの関係に注目したより精緻な操作化を行っている。

いる²⁸⁾。このデータセットは、各国の拒否権プレイヤーの数を1年単位でコーディングしている。本研究の分析では、紛争がWTOに提訴された年の値を用いた。表2は、被提訴国の拒否権プレイヤーの数を一覧にしたものである。分析で用いられる変数名は、D_VETOである。裁定履行の阻害要因として、負の係数を持つことが予測される。

2 制裁モデル (Enforcement Model)

管理モデル論者達は、国際政治と国際法の2つの学問分野にまたがる「遵守」という研究領域を確立し、それまでの膨大な事例研究から帰納的な理論を抽出して、国際関係研究に対して大きな貢献をしたと言えるだろう。しかしながら、この議論に対しては批判も存在する。「国家は一般的に協定遵守傾向を持つという」前提²⁹⁾から出発してしまっているために、国家が逸脱行動に利益を見いだす可能性を分析の射程外に置いてしまっている。従って、相互協力によって利益を得るが、一方的な逸脱行動により更に大きな利益を得られるような状況（混合動機ゲーム）における不遵守の問題を説明できないという欠点がある。この点に注目し、管理モデルとは対照的な議論を展開しているのが、制裁モデルである³⁰⁾。

制裁モデル論者は、「罰則規定を持たない緩やかな国際制度であっても、これまで良好な遵守を確保してきた。したがって、制裁は遵守を促進しない」という管理モデル論者の主張に対して、痛烈な反論を加えている。Downs, Rocke and Barsoom (1996)によれば、罰則がなくても協力が行われてきたのは「協力の程度が浅い」ために過ぎない。目標とする国際協力の程度が深まっていくにつれて、不遵守のインセンティブも同様に大きくなっていく。したがって、これまで罰則がなくても遵守が良好であったとからと言って、今後も罰則規定が不要であるとは結論できず、深い協力を達成するには不遵守を抑止するような制裁が不可欠になってくると言う。別の観点から見ると、国家は比較的遵守しやすい内容の協定

28) 同データセットの最新版は、世界銀行のウェブサイトからダウンロード可能である。
<<http://econ.worldbank.org/>>2005年10月アクセス。

29) Chayes and Chayes (1993)はこれを「仮定」と呼んでいる。

30) 制裁モデルの研究として、Downs and Rocke (1995); Downs, Rocke and Barsoom (1996)

表2 被提訴国別・拒否権プレイヤーの数 (1995 - 2003)

被提訴国	拒否権プレイヤー	被提訴国	拒否権プレイヤー
アルゼンチン	2 - 5	インド	4 - 18
オーストラリア	4 - 5	インドネシア	1 - 2
ブラジル	4 - 6	日本	3 - 5
カナダ	4	韓国	4
チリ	2 - 4	メキシコ	2 - 5
EC	n.a.	タイ	4 - 7
エジプト	2	トルコ	3 - 6
グアテマラ	2 - 3	米国	4 - 5

Database of Political Institutions 2004 より作成

を選んで調印してきたのであって、その意味で国際協定は「内生的 endogenous」である。この点を見過ごして、これまでに締結されてきた国際協定にのみ注目して国際協定一般に関する推論をしてしまうことは、セレクション・バイアスを生んでしまう。

彼らによれば、合理的な国家は、国際協定を「締結する」ことには利益を見出す一方で、その協定を「遵守する」ことには利益を見出さないかも知れない。Downsらは、この意図的な不遵守・逸脱行動の問題が典型的に現れてくる分野として、貿易自由化の問題を題材に取りあげ、有効な国際協力を確保するためには協力の深さに見合った規模の罰則規定が必要であることを示している³¹⁾。

この議論をWTOの裁定履行の問題にあてはめて考えると、協定の不遵守が起こるのは、制裁措置が十分ではないためだということになるだろう。第II節で概説したように、WTOにおける制裁は自助的で、提訴国から被提訴国に対する譲許の停止という形を取る。このような相互主義的制裁メカニズムの下では、制裁の強さは提訴国のパワーによって決まってくることになる。すなわち、対抗関税

31) Downs, Rocke and Barsboom (1996), pp.484-487.

による制裁では、発動側も被害を受けることになるため、小国が大国を提訴したような場合には制裁の脅しが抑止力として働きにくい。特に、提訴国が十分な経済力を持っていないために、制裁が発動される可能性が低い場合、制裁の脅しは被提訴側の遵守を引き出しにくいと予想される。また、たとえ制裁が発動されたとしても、被提訴側に対して不履行の便益を上回るようなダメージを与えられない場合も、やはり遵守を確保することが難しくなるだろう。

このように、制裁モデルに従うと、提訴国の制裁パワーの強弱によって裁定履行の成否が決まってくるのが予測される。仮説として述べると、以下のようになるだろう。

仮説 E1 提訴側の経済力が小さいと、制裁の脅しの信憑性が低く、裁定が履行されにくい。

被提訴側が裁定を履行しなかった場合に制裁を実行に移すための経済力を提訴側が持っているかどうかを測るために、本研究では「被提訴国から見た提訴国の経済力の大きさ」を変数として用いる。この指標として、提訴国のGDPを被提訴国のGDPで除したGDP_Ratioという変数で操作化する³²⁾。履行促進要因として、正の係数を持つことが予測される。

また、制裁が発動された時に有効なものになるかどうかは、被提訴国がその制裁によってどれほどの損害を得るかという要因によっても影響されると考えられる。そこで、

仮説 E2 被提訴側から提訴国に対する輸出依存度が高いほど、制裁から予想されるダメージが大きくなるため、裁定が履行されやすい。

という関係が予想される。この仮説を操作化するために、被提訴国から提訴国への輸出量を被提訴国の総輸出量で除したEXDEPという変数を用いる³³⁾。この変

32) GDPデータは、上述したように、世界銀行が提供するWorld Development Indicatorから得た。

数もまた、履行促進要因として正の係数を持つことが予測される。

3 評判モデル (Reputation Model)

管理モデル・制裁モデルの両理論は、制裁の有効性に関して対照的な主張を展開し、それぞれに協定遵守の成否を説明する枠組みを提出している。管理モデルが、被提訴国の政策実行能力 (capacity) に注目する議論であるとするれば、制裁モデルは、提訴国の制裁実行能力 (power) を重視する議論であると言える。第3の枠組みとして、提訴国と被提訴国の関係における「評判」の要因に注目する枠組みを検討する³⁴⁾。

Guzman (2001)は、協定を遵守しない国が負うコストとして、直接の制裁 (direct sanctions) と評判コスト (reputational sanctions) を区別している³⁵⁾。評判とは、そのアクターがどれほどコミットメントを守っているかについての、他のアクターの見積もりを指す³⁶⁾。評判コストとは、国家が協定に違反した場合に、他国がその国の評判についての見積もりを更新することによって起こるマイナス効果のことである。この枠組みをWTO紛争の問題にあてはめると、利己的アクターによる不遵守の抑制要因としては、提訴側からの対抗措置 (直接の罰則) の他に、提訴国や他の加盟国からの評判コストの懸念が重要な役割を果たしていると考えられる。GATTからWTOへと改組され、法制化が進んだ紛争処理システムにおいて、評判は国際制度における相互作用を通して蓄積され、伝播

33) 国別の輸出量のデータは、IMFの提供するDirection of Trade Statistics (複数年) を用いた。

34) 近年の国際関係理論において評判が再注目されている背景には、ゲーム論の発展によって「評判」に合理的基盤が与えられてきたことが指摘される。すなわち、自国が誓約に従わなかった場合に負う評判コストを高めることによって、コミットメントの信憑性 (credibility) を高めることができるという点が注目されている。しかしながら、コミットメント問題は、ルールや制度・協定が成立する段階を説明するものであり、成立したルールに対する遵守の成否を直接説明するものではないため、ここでは詳しく取りあげない。国際協定の締結について、評判とコミットメント問題に注目した研究として、Lipson (1991); Simmons (2000)。観衆費用 (audience cost) の議論も、評判とコミットメント問題に関係している。Fearon (1994); Martin (1993) 参照。

35) Keohane (1984)も同様にretaliation と reputation を区別をしている (pp.106-108)。

36) ゲーム論における評判の定義に基づく。Fudenberg and Tirole (1991), ch.9 参照。

する。つまり、クロ裁定を受けた被提訴国の履行／不履行は、WTOによって監視され、公開される仕組みが整っている以上、国家が単純に「相手から制裁を受けない時は不履行を決め込む」という選択を行っているとは考えにくいと言える。提訴国からの直接の制裁の恐れ以上に、不履行によって自国の評判がどれほど傷つくのかを重視して遵守・不遵守の選択を行っている可能性があるだろう。

国際関係における国家の行動を説明する要因として評判を重視する議論は、決して新しいものではない³⁷⁾。Keohane (1984)は、国家が、短期的な利益に反する場合でも国際レジームのルールを遵守する理由について、レジームの存在によって同一のパートナーとの間での長期的な関係が可能になるために、ルール遵守の評判を保つことが長期的な利益になる点を挙げている (pp.98-106)。WTOの裁定履行問題についてSchwartz and Sykes (2002)は、不履行による評判低下が、将来の貿易自由化交渉において不利になる点を指摘している。

しかしながら、評判低下の懸念がどのような条件で不遵守を抑止しているのかを明らかにしなければ、特定の国際制度において遵守の程度に差が生じていることを説明することはできない。この点に関連して、Downs and Jones (2002)は、不遵守の抑止要因としての評判の効果を過度に重視することに警鐘を鳴らしている。彼らは、全ての逸脱行動が重大な評判コストを発生させるわけではないことを指摘する。また、国家は単一の評判を持っているわけではなく、ある分野での逸脱行動による評判低下が、必ずしも別の分野での評判低下につながるわけではないという。それでは、どのような場合に、逸脱行動による国家の評判コストが大きくなるだろうか。

WTO提訴を受けた国にとっての評判コストの大きさは、その国が当該案件についての裁定を履行しないことによって、自国の評判がどの程度損なわれると認識しているかによって決まると考えられる。Downs and Jones (2002)は、アクターが当該のレジームから大きな利益を得ているほど、そのアクターにとっての評判コストが大きくなる点を指摘している (p.108)。より具体的に、川島 (2005) は、被提訴国がWTO体制に長期的な利益を見いだしているほど、評判コストが大き

37) Schelling (1960)による、古典的な研究 (特に、国際交渉を扱ったch.2) を参照。

くなると主張する (pp.316-317)。では、どのような国家が、WTO体制からより大きな利益を得ていて、体制に長期的な利益を見いだしていると考えられるだろうか。本研究では、貿易量が多く、他国との相互依存関係が深い国ほど、長期的な協力関係を重視し、遵守を志向する(評判コストが大きい)と考える。すなわち、

仮説 R1 被提訴側の貿易量が多いほど、評判コストが大きく、履行の確率が高まる。

という関係が予測される。貿易量は、変数D_TRADE(総輸入量+総輸出量)で操作化する³⁸⁾。履行促進要因として、正の係数を持つことが予測される。

ここで検討した貿易量の変数は、被提訴国が一般にどの程度評判低下を懸念しているかという要因を測定しているが、提訴側・被提訴側のダイアッドの相互関係を見たものではない。本研究では、これに加えて、被提訴国にとっての不遵守による評判コストの大きさが、相手側の評判によって異なっているというメカニズムを考える。すなわち、提訴国が「遵法的」であるとの評判を持っている場合、被提訴国が不遵守を継続することは、被提訴国の評判を著しく損なうことになる(=評判コストが大きい)という仮説を検討する。逆に、提訴国が遵法的な評判を持っていない場合、被提訴国の逸脱行動は、被提訴国の評判に重大な損害を与えない(=評判コストが小さい)。以上の主張が正しいとすると、

仮説 R2 提訴側が「遵法的」な評判を持っていると、被提訴国の評判コストが大きくなり、裁定履行の確率が高まる。

という関係が観察されるはずである。それでは、提訴側の遵法度の評判を被提訴側がどの程度に見積もっているかを、どのように測定すれば良いだろうか。本研究では、被提訴側から見た提訴側の評判は、以下の3つの要因の組み合わせによ

38) 国別の輸出量のデータは、上述のように、IMFの提供するDirection of Trade Statistics(複数年)を用いた。

って代替的に捉えることができる考える。

1. 提訴国が、関税譲許税率のコミットメントをどれだけ遵守しているか。

WTOおよび旧GATT体制は、関税賦課が世界の経済厚生を低下させる可能性を持つことから、相互の関税引き下げを主要な目的とし、1947年以来段階的に関税率を引き下げてきた。ラウンド交渉により定められた関税率の上限を、譲許税率と呼び、譲許税率を上限として実際に適用される関税率を実効税率と呼ぶ。ここでは、譲許税率から実効税率を引いた値が大きいほど、提訴国のコミットメント遵守の評判が大きいと捉える。

2. 特定国をターゲットにした保護措置（アンチ・ダンピング）をどれだけ行っているか。

アンチ・ダンピングとは、不当な廉売を行っている国からの輸出品に対してかけられる関税のことで、WTO体制における最恵国待遇原則の例外措置である。しかしながら、(1)セーフガード措置と違って、補償の提供が義務づけられていない点や、(2)特定輸出国をターゲットとすることができる点などから、必要な条件を満たさないままにこれを発動したり、当初認められる期間が終わったにも関わらずこれを継続するなどの濫用が目立っている。暫定措置・確定措置が発動される前の、アンチ・ダンピング調査開始段階ですでに輸入を阻害する効果があると言われ、問題視されている。ここでは、紛争の前年における、この措置の総発動件数（調査含む）が多い国ほど、合法的な評判が低いと捉える³⁹⁾。

3. 被提訴国をターゲットにしたアンチ・ダンピングをどれだけ行っているか。

本研究では、提訴国の評判を被提訴国がどの程度に見積もっているかに注目している。被提訴国にとって、提訴国が自国をターゲットにしたアンチ・ダンピングを行っている時、遵法度が低い国であると見積もるだろう。同じく、紛争の前年における措置の発動件数（調査含む）で操作化する⁴⁰⁾。

39) データは、WTOのアンチ・ダンピング委員会が提供する semi-annual reports（各国別）を参照した。<http://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm> 2005年10月アクセス。

40) データソースは、同じく semi-annual reports（各国別）である。

以上の3つの要因から、確証的因子分析 (confirmatory factor analysis) により、提訴国の遵法度評判を測るインデックスを作成した。この手法は、要因間の相関関係を見た上で、他の要因との相関関係がより強い要因に、より大きい重み付けを行って足し合わせるという方法である⁴¹⁾。インデックスの変数名は、NonCReputである。この値が小さいほど、提訴国が合法的な評判を持っていると考えるため、予測される係数の符号は負である。

4 理論仮説のまとめ

以上、管理・制裁・評判の各理論枠組みから、裁定履行についての仮説を引き出してきた。再度まとめると、次の通りである。

- 管理モデル** 国家は一般的に協定遵守を志向。裁定履行の成否は、被提訴国の政治・経済的能力によって制約される。
- 制裁モデル** 不遵守が利益となることもある。裁定履行の成否は、提訴国の制裁パワーによって最も影響される。
- 評判モデル** 不遵守が利益となることもある。裁定履行の成否は、被提訴国が感じる評判コストによって最も影響される。

IV 先行研究(2)：GATT/WTO紛争のエスカレート

第Ⅱ節で述べたように、本研究では、セレクションを考慮した計量分析を行う。そのために、履行しやすい(しにくい)案件が裁定へとエスカレートしてきている可能性を考慮する必要がある。紛争がエスカレートしなかったからと言って、被提訴国が裁定前に違反措置を是正したとは必ずしも言えないが、両者には何らかの関係があることが推測される。そこで、(1)裁定履行促進(阻害)要因が、エスカレートしやすさにも影響を与えている可能性と、(2)エスカレートしやすさに影響を与える要因が、裁定履行の段階にも影響を与えている可能性の両方を、明示的に計量モデルに取り込むことにする。つまり、いずれかの段階で影響を与えると考えられる変数は、別の段階でも働いている可能性があるため、全ての独立

41) 実際の分析では、Stata ver.8のfactorコマンドおよびscoreコマンドを用いた。

変数を両段階での推計に用いることとする。

以下の本節では、まず前節で検討した履行促進要因が紛争のエスカレートに与える影響を検討する。次にGATT/WTOの先行研究によって指摘されてきた紛争エスカレート要因について取りあげるとともに、これらが裁定履行に与えている影響についても議論する。

1 裁定履行促進要因と、エスカレート

前節で述べた裁定履行の成否に影響を与えている要因のうち、紛争のエスカレートの確率にも強く影響している要因であると考えられるのは、制裁パワーと評判コストである。管理モデルが提唱する政治・経済的能力に関する要因は、裁定が出される前の段階での国家の行動を左右する大きな要因になっているとは考えにくい。管理モデルによれば、紛争のこの段階では、協定義務がいまだ不明瞭であるかも知れず、政府が必ずしも遵守を志向しているとは言えないからである⁴²⁾。そこで、以下では、制裁パワーと評判コストが紛争のエスカレートにどのような影響を与えているのかを検討する。

1.1 制裁パワーとエスカレート

提訴側の制裁パワーが大きい時、被提訴国はどのように行動するだろうか。2つの可能性が考えられる。まず、提訴側の制裁パワーを恐れて、紛争が裁定へとエスカレートする前に措置を撤廃しようとする傾向があるかも知れない。この場合、制裁パワーを表す変数は、裁定へのエスカレートに負の影響を与えていることが観察されるはずである。第2の可能性として、制裁が実行に移されるのが裁定が出された後、履行が失敗した場合であることを考えると、制裁パワーはエスカレートの確率に影響を与えないことが考えられる。両者のいずれが現実に近いかを判定するためには、制裁パワーの変数を「エスカレート段階」と「履行段階」両方の推定式に入れる必要がある。

42) それでも、分析に一貫性をもたせるために、管理モデルの変数も「エスカレート段階」と「履行段階」両方の推定式に入れて分析を行うこととする。

1.2 評判コストとエスカレート

紛争のエスカレートに対する評判コストの影響は、さらに複雑である。まず、クロ裁定自体に評判を低下させる効果がある場合、評判コストを測る2つの変数は、裁定履行段階と正反対の方向で、エスカレートに影響することが予測される。すなわち、裁定履行を促進する評判要因が、紛争のエスカレートを阻害する方向で働いているものと考えられる。これに対してクロ裁定自体は被提訴国の評判低下をもたらさないとすると、裁定履行を促進する評判要因は、エスカレートには影響を与えないことが考えられる。ここでも、両者のいずれのパターンが現実に近いかを判定するためには、評判コストの変数を「エスカレート段階」と「履行段階」両方の推定式に入れる必要がある。

2 エスカレート要因と、裁定履行

次に、紛争をエスカレートさせる要因が、裁定履行を促進／阻害している可能性について検討しよう。紛争のエスカレートに影響を与える要因は、GATT/WTO紛争の先行研究（特に、紛争の早期解決early settlementの研究）の中で数多く指摘されてきた⁴³⁾。これまでの研究でとりわけ重視されてきたのが、訴訟当事国の政治体制と、訴訟における取引費用である。これらの変数がどのように紛争エスカレートに影響するのかを議論した上で、同じ変数が裁定履行の成否にも影響している可能性を検討する。いずれの変数も、本研究の理論的関心である管理・制裁・評判の要因を検証するための統制変数として、分析に用いられる。

2.1 紛争当事国の政治体制

民主主義国が、他の民主主義国との関係において、他の組み合わせの場合と比べて異なった行動を取るという発想は、民主的平和論（democratic peace）に端を発するものである⁴⁴⁾。貿易紛争においても、民主主義国同士のダイアッドの行

43) GATT/WTO 紛争の早期解決・履行に焦点を当てた実証研究として、Busch (2000); Busch and Reinhardt (2000, 2002, 2003*a,b*); 千葉(2005); Guzman and Simmons (2002); 飯田(2001); Iida (2003, 2004); Reinhardt (2001)。

44) 民主的平和論の代表的研究として、Russett (1993)。

動パターンは違いを生むのだろうか。Busch (2000)は、GATT時代の全紛争案件を用いてこの仮説を検証している。彼の知見によれば、紛争が民主主義国同士で行われている場合、紛争処理パネルが設置される段階へと進みやすいことが確認された。GATT時代には、紛争が次の段階へとエスカレートするためには被提訴側の同意が必要とされていたため、ルールに基づいた司法的紛争処理に関する規範が共有されているほど、パネル設置段階へと至りやすいという関係があったものと考えられる。また、紛争において争点となった措置が撤廃されたかどうかを見ると、協議段階では民主主義国同士の場合ほど措置撤廃が行われやすかったのに対して、パネル段階ではそのような関係は観察されなかった。

WTOの紛争処理制度はGATT時代とは異なっているために確かな予測は立てられないが、紛争当事国の政治体制が、紛争の結末に何らかの影響を与えている可能性はある。特に、民主主義国に特有の制度（行政府への制約や、政府の透明性）や、民主的な「法の支配」の規範の共有といった要因が、紛争のエスカレートしやすさ、履行の成否に影響を与えている可能性を検証してみる価値があるだろう。

本研究では、Busch (2000)に倣い、紛争当事国の「民主主義度」を、PolityのデータセットによるPolity Scoreで操作化する⁴⁵⁾。本研究において、提訴国・被提訴国のダイアッドの民主主義度を表す変数は、JDEMである。これは、提訴国と被提訴国の組み合わせのうち、値が低い方のPolity Scoreを表している⁴⁶⁾。

2.2 取引費用

取引費用アプローチは、訴訟における取引費用が紛争のエスカレートに与える影響に注目する。紛争処理は、従来から「法と経済学」で扱われてきたテーマであり、訴訟における和解の成否に関して国内民事訴訟の文脈で多くの研究が蓄積

45) Polity Score は、Democracy Score から Autocracy Score を引いたもので、-10から10の値を取る。データは、Polity IV Project ウェブサイトより入手した。<<http://www.cidcm.umd.edu/inscr/polity/>> 2005年10月アクセス。

46) ダイアッドの民主主義度を測るには、本研究で用いたスタンダードな方法の他に、両国のPolity Scoreを足し合わせたり、値が高い方のPolity Scoreを用いることなどが考えられるが、それぞれに欠点がある。詳しくは、Oneal and Russett (1997)。

されてきた。これらの国内裁判に関する研究から得られる主要な含意は、「訴訟には費用がかかるため、取引費用がなく情報の非対称性がない場合、全ての訴訟案件は交渉により解決される」というものである⁴⁷⁾。前述の通り、WTOの紛争処理制度は様々な点で国内民事訴訟と類似点を持っているため、この知見はGATT/WTOの紛争処理制度の研究においてもしばしば言及されてきた。

Guzman and Simmons (2002)は、情報の非対称性の問題を捨象した上で、WTO紛争におけるエスカレートが取引費用の高さによって決まると論じた。取引費用は、交渉における「争点の不可分性」によって決まる⁴⁸⁾。通商紛争においては、協定違反と目されている貿易措置をどの程度是正するかについて交渉される。この時、争点になっている措置が、例えば関税率や輸出補助金などのように連続的な数値を取る性質を持っていれば、間を取って妥協することが比較的容易であり、交渉は妥結しやすくなる(=取引費用は低い)。これに対して、例えば禁輸措置や保健規制などのように、二者択一的な性質を持つ措置が問題となっている場合、間を取ることができない(=取引費用が高い)ため、和解することが難しくなると言う⁴⁹⁾。彼らは、紛争案件で争点となった措置が取引費用が高いか低いかを2分類し、取引費用が高い案件の紛争では、交渉が妥結しにくいためにパネル段階へとエスカレートしやすいと考えた。WTO紛争の事例による計量分析の結果、上記の関係が民主主義国間でのみ観察された。

争点の不可分性が果たして履行の成否を左右する要因になっているかどうか

47) Guzman and Simmons (2002)の挙げる例に倣って説明しよう。例えば、AとBが10万円相当の案件について争っており、訴訟を起こすとそれぞれ2万円ずつの費用がかかる状況を想定しよう。Aが勝訴する場合、訴訟によりAは10万円から2万円を引いて8万円を得ることになり、Bは10万円に2万円を足して12万円失うことになる。この時、Aが勝訴するという予測が互いの共有知識であるならば、8万円以上12万円以下の金額をBからAに支払う形で和解すれば、両者ともに得をすることになる。

48) 争点の不可分性によって、交渉が失敗し武力紛争が発生するメカニズムについて扱った研究として、Fearon (1995)。

49) 同じく、Guzman and Simmons (2002)の例に倣って説明する。例えば、AとBが1万円を争っており、それぞれに2千円ずつの訴訟費用がかかる状況では、8千円以上1万2千円以下の金額で和解できるはずである。しかし、AとBがともに1万円札しか持っていないような場合、間を取って分割することができないため、両者が納得するような形で和解することが難しくなる。

については、これまでに実証研究は行われていない。二者択一的な措置が争点となっている場合、交渉において妥協点が見つげにくいとしても、そのような措置が履行の段階で特別な困難を伴うかどうかは予測が難しい。いずれにせよ、実証的に検証してみる価値はあるだろう。

分析では、Guzman and Simmons (2002)がコーディングしたLUMPYという変数を用いている。これは、争点となっている措置が取引費用が高い場合に1を取り、低い場合に0の値を取るダミー変数である。彼らの分析結果では、民主国同士の間においてのみこの変数が働いていることが確認されたため、本研究でもこれを踏襲する。提訴国・被提訴国のダイアッドが民主主義国同士であるかどうかを表すダミー変数Dem⁵⁰⁾を用意し、両者の相関項であるLUMPY×Demを分析に用いた。

2.3 その他の要因

以上の理論的な関心に基づく要因に加えて、紛争の結末に影響を与えるその他の要因も統制変数として分析に用いる。

提訴国の数 GATT/WTOの紛争では、複数の国が同一案件について提訴を行うことができる。Busch (2000)は、統制変数として紛争における提訴国の数に注目した。提訴国の数が紛争の結末に与える影響は、理論的には正負両方向考えられる。まず一方では、被提訴国にとって、提訴国の数が多いことは取引費用が高いことを意味し、個々の国の要求を満たすような和解案を提示することが難しくなるため、紛争がエスカレートしやすくなると言える。他方では、提訴国の数が多いほど、被提訴国に対して加えられる政治的・経済的なプレッシャー大きくなるため、被提訴国はより譲歩しやすくなり、紛争がエスカレートしにくくなるとも言える。Busch (2000)によるGATT時代の紛争の分析では、この変数は協議段階での保護措置撤廃に対して負の影響を与えていることが確認されたものの、エスカレートの確率・パネル段階での保護措置撤廃の確率に対する影響は確認さ

50) Guzman and Simmons (2002)は、Democracy Scoreが8以上の値の国を民主国と分類し、ダイアッドの両方が民主主義国である場合にのみ1を取るダミー変数を用いている。

表3 予測される独立変数の効果

カテゴリ	内容	独立変数	第1段階： エスカレート	第2段階： 裁定履行
管理 (capacity)	被提訴側所得	D_GDP	n.a.	+
	拒否権プレイヤー	D_VETO	n.a.	-
制裁 (power)	相対的パワー	GDP_Ratio	- / 0	+
	輸出依存度	EXDEP	- / 0	+
評判 (reputation)	貿易量	D_TRADE	- / 0	+
	非合法的評判	NonCReput	- / 0	-
統制変数	民主主義ベア	JDEM	+ / -	+ / -
	不可分争点×民主制	LUMPY × Dem	+	+ / -
	提訴国数	MULTI	+ / -	+ / -
	途上国vs先進国	LDCvDME	+ / -	+ / -

れなかった。提訴国の数を測る変数は、MULTIである。予測される係数の符号は、正負両方あり得る。

途上国による提訴 Busch (2000)は、途上国は訴訟において必要な政治的・経済的リソースが十分でないことがある点に言及している。特に、協議段階での交渉のように、パワーが重要な役割を果たす局面において、この懸念が強まると言う。LDCvDMEは、途上国が先進国を提訴している案件かどうかを測るダミー変数である。裁定履行に対しては負の影響、紛争のエスカレートに対しては正負いずれかの影響を与えることが予測される。

3 各段階における仮説のまとめ

表3は、第Ⅲ節・第Ⅳ節で議論してきた各独立変数が、紛争のエスカレートと裁定履行の成否のそれぞれに与える影響についての予測をまとめたものである。

V 計量分析

本節では、計量分析を用いて、WTO紛争における国家の遵守行動の決定要因の実証を試みる。管理・制裁・評判の各モデルから引き出された仮説のうち、国

家の裁定履行パターンをもっともよく説明しているのはどれだろうか。分析の対象とするのは、WTOが成立した1995年1月1日から2003年12月31日までの9年間にWTOに提訴された全紛争案件である。以下、1でデータについて記述し、分析に用いた全変数の記述統計量を提示する。次に、2では、セレクション・バイアスを補正するための計量モデルを検討する。分析結果は、3で提示される。

1 データ

本研究では、GATT/WTOにおける貿易紛争の先行研究に倣い、提訴国と被提訴国の1組を分析単位とする。すなわち、いくつかの提訴国が共同で1つの国を提訴した場合には、紛争を提訴国ごとに分けて考える。例えば、ヴェネズエラとブラジルが米国のガソリン問題について提訴した案件は、ヴェネズエラ—米国とブラジル—米国の2組の紛争としてカウントする。これは、被提訴国が、提訴国別に交渉を行い、紛争を終結させることが認められているためである。この方法で紛争のデータを集めると、1995-2003年の間に332件の紛争があった。このうち、以下の条件を満たすものは分析対象から除外している。

1. 1つ以上の独立変数について欠損値があるもの⁵¹⁾。
2. 提訴後、6ヶ月以内に同一提訴国が同一案件で再提訴しているもの⁵²⁾。
3. 紛争が終了したことがWTOに通報されておらず、かつ紛争の進行が止まってから3年未満しか経過していないもの⁵³⁾。
4. 裁定が採択された後、まだ履行期限が終了していない、あるいは履行期限が定められていないもの⁵⁴⁾。

51) この基準で除外された案件は、WT/DS 23,117 (LUMPYのデータが欠損)、29 (提訴側の政治体制のデータが欠損)、274 (貿易量のデータが欠損) の4案件である。

52) この基準で除外された案件は、WT/DS 16 (=27)、64 (=55)、67 (=62)、68 (=62)、110 (=87)、173 (=172)、185 (=187)、228 (=230)、271 (=270)、300 (=302) の10案件 (提訴国別に見ると13案件) である。

53) このようにすることで、2003年に提訴された案件は、パネル設置前に妥結した2案件 (WT/DS 284と305) を除いて分析対象から除外された。

54) この基準で除外された案件は、WT/DS 265、266、267、276、283、285、290、301の8案件である。

表4 全変数の記述統計表

変数名	観測数	平均値	標準誤差	最小値	最大値
IMPLEMENT	107	0.4766355	0.5018042	0	1
PANEL	269	0.3977695	0.4903496	0	1
D_GDP	269	4360597	4272099	3949	1.04e+07
D_VETO	229	5.100437	3.235419	1	18
GDP_Ratio	269	12.84363	30.23754	0.000464	263.536
EXDEP	269	0.1251855	0.1584221	0.0001521	0.8872428
D_TRADE	269	860760.6	799413.4	2858	2010191
NonCReput	269	0.0050142	0.8605588	-1.504196	1.439928
JDEM	269	7.929368	3.068653	-7	10
LUMPY × Dem	269	0.3866171	0.4878823	0	1
MULTI	269	2.208178	2.489037	1	11
LDCvDME	269	0.2304833	0.4219272	0	1

5. パネル設置後、最終的な裁定が出されておらず（上訴中含む）、かつ設置後3年未満しか経過していないもの⁵⁵⁾。
6. シロ裁定（原告敗訴）が出されたもの⁵⁶⁾。

結局、269件の紛争データが分析に用いられた。このうち、パネルからクロ裁定が出された107件についての裁定履行状況は、すでに表1で提示した通り、速やかな履行がなされたものが51件、履行が難航したものや、現時点でまだ履行がなされていないものが56件であった。裁定履行の成否を測る従属変数は、

55) この基準で除外された案件は、WT/DS 269、270、280、281、282、286、287、291、292、293、294、296、299、302の14案件である。

56) この基準で除外された案件は、WT/DS 22、44、60、62、135、152、163、194、221、243、244の11案件である。

IMPLEMENTである。速やかな履行がなされた場合に1、そうでない場合に0の値を取るダミー変数となっている。また、第2の従属変数である、裁定が下される段階までエスカレートしたかどうかを測る変数は、PANELである。同じくダミー変数であり、エスカレートした場合に1の値を取る。2つの従属変数、および全ての独立変数についての記述統計は、表4の通りである。

2 分析モデル

本研究が第一義的に関心を寄せる従属変数は、裁定履行の成否である。ただし、この変数は、紛争が裁定段階までエスカレートして初めて観測可能になる点に注意する必要がある。これまで論じてきたように、裁定履行の成否に影響する要因と、紛争のエスカレートを左右する要因は、相互に関係し合っていることが予測される。この時、裁定段階で観察されるデータだけを用いて分析を行うことはセレクション・バイアスを生む。

セレクション・バイアスへの処置として、本研究ではHeckman (1979)が提唱した2段階の分析方法を利用する。Heckmanの2段階セレクション・モデルは、国際政治学においてセレクション・バイアスの問題に対処するために近年盛んに利用されるようになった手法である⁵⁷⁾。この手法では、紛争を、パネル裁定へのエスカレート（第1段階）と裁定の履行（第2段階）に分けた上で、第1段階におけるサンプル切り捨ての情報を用いて第2段階の推定を補正する手続きを取る⁵⁸⁾。具体的には、以下の計量モデルを想定する。

第1式……第1段階：紛争のエスカレート

$$PANEL_i = \alpha_1 + \gamma_1 D_GDP_i + \gamma_2 D_VETO_i + \gamma_3 GDP_Ratio_i + \gamma_4 EXDEP_i + \gamma_5 D_TRADE_i + \gamma_6 NonCReput_i + \gamma_7 JDEM_i + \gamma_8 LUMP \times Dem_i + \gamma_9 MULTI_i$$

57) 国際協定の受諾段階と遵守段階の問題について、von Stein (2005)。GATT/WTOにおけるAD/CVDの発動段階とパネル提訴段階の分析について、Allee (2004)。GATT/WTOにおけるADの申立段階と調査発動段階について、Busch, Raciborski and Reinhardt (2005)。また、武力紛争の研究では、紛争の終結段階と秩序回復段階を分析した林(2004)を参照。

58) この方法の詳細について、Wooldridge (2003), pp.585-591。

$$+ \gamma_{10} LDCvDME_i + \mu_{1i}$$

ここで、 a_1 はモデルの定数項、 γ_i は各変数の係数、 μ_{1i} は誤差項を表す。次に、第1段階でエスカレートがあった場合 ($PANEL_i=1$ の場合)に、第2段階の裁定履行の成否が観測される。

第2式……第2段階：裁定履行

$$\begin{aligned} IMPLEMENT_i &= a_2 + \beta_1 D_GDP_i + \beta_2 D_VETO_i + \beta_3 GDP_Ratio_i \\ &+ \beta_4 EXDEP_i + \beta_5 D_TRADE_i + \beta_6 NonCReput_i + \beta_7 JDEM_i + \beta_8 LUMPY \times Dem_i \\ &+ \beta_9 MULTI_i + \beta_{10} LDCvDME_i + \mu_{2i} \end{aligned}$$

ここで、 a_2 はモデルの定数項、 β_i は各変数の係数、 μ_{2i} は誤差項を表す。この時、第1式と第2式の誤差項 (μ_{1i} 、 μ_{2i}) 同士の相関は、 -1 から 1 までの値を取る統計量 ρ で表される。 ρ が 0 から有意に乖離した値を取る場合、セレクション・バイアスの存在が示唆される。誤差項は、オミットされた、モデルに含まれない変数の働きを捉えている。 ρ が正の値を取る場合、第1段階でエスカレートを促進している隠れた要因が、第2段階では履行を促進する働きをしていると考えられる。逆に、 ρ が負の値を取る場合、第1段階ではエスカレートを阻害し、第2段階では履行を促進するような隠れた変数の存在が示唆される。

3 分析結果

以上を踏まえた計量分析の結果は、表5および6に示されている⁵⁹⁾。表5は、全独立変数を用いて分析したものである。このモデルでは、ECが被提訴国となっている案件40件(裁定履行段階では13件)において拒否権プレイヤーの変数が欠損値になっているため、分析から省かれている。表6は、拒否権プレイヤーの変数を除いて分析したものであり、ECが提訴を受けた案件も分析に含まれている。

59) 実際の分析では、Stata ver.8のheckprobコマンドを用いた。

表5 2段階セレクション・プロビットモデル：WTO紛争（1995-2003）
 < Veto Player あり・ECなし >

カテゴリ	内容	独立変数	第1段階：エスカレート		第2段階：裁定履行	
管理 (capacity)	被提訴側所得	D_GDP	-5.54e-07**	(1.86e-07)	2.93e-07	(1.89e-07)
	拒否権プレイヤー	D_VETO	-0.023	(0.029)	0.091	(0.060)
制裁 (power)	相対的パワー	GDP_Ratio	-0.013*	(0.006)	0.053**	(0.017)
	輸出依存度	EXDEP	1.013	(0.712)	-0.197	(0.710)
評判 (reputation)	貿易量	D_TRADE	3.35e-06**	(1.02e-06)	-1.58e-06	(1.07e-06)
	非遵法的評判	NonCReput	0.269	(0.177)	-0.664**	(0.247)
統制変数	民主主義ベア	JDEM	-0.047	(0.032)	-0.089	(0.068)
	不可分争点×民主制	LUMPY × Dem	-0.120	(0.168)	0.084	(0.226)
	提訴国数	MULTI	0.270**	(0.060)	-0.116*	(0.047)
	途上国 vs 先進国	LDCvDME	0.501	(0.328)	-0.525	(0.383)
定数項		constant	-0.725*	(0.340)	1.221†	(0.659)
誤差項の 相関		ρ			-1.000**	(1.02e-09)
観測数			229		94	
Model χ^2_{10}			36.331**			

Note: Standard Errors are in parentheses.

† $p > z = 0.1$ * $p > z = 0.05$ ** $p > z = 0.01$

まず、表5、6いずれのモデルにおいても、 ρ は0から有意に乖離した値を取っており、両段階が独立であるという帰無仮説を棄却できることが確認される。すなわち、両段階に相互作用が存在することが示唆されている。したがって、これらを独立に分析することはセレクション・バイアスを生む原因となり、本研究が行ったような補正方法を用いることが正当化される。

また、 ρ が負の値を取っていることから、モデルに入っていない隠れた変数が、第1段階では紛争のエスカレートを促進（阻害）している一方で、第2段階では履行を阻害（促進）するような働きをしていることが推測される。また、両段階でともに統計的に有意な結果が出た推定値（2つの独立変数（GDP_Ratio, MULTI）および定数項）を見ると、3者とも第1段階と第2段階での符号が異な

表6 2段階セレクション・プロビットモデル：WTO紛争（1995-2003）
 < Veto Playerなし・ECあり >

カテゴリ	内容	独立変数	第1段階：エスカレート		第2段階：裁定履行	
管理 (capacity)	被提訴側所得	D_GDP	-3.45e-07*	(1.53e-07)	1.72e-07	(1.59e-07)
	拒否権プレイヤー	D_VETO				
制裁 (power)	相対的パワー	GDP_Ratio	-0.012*	(0.006)	0.056**	(0.020)
	輸出依存度	EXDEP	1.384†	(0.728)	-0.491	(0.732)
評判 (reputation)	貿易量	D_TRADE	2.09e-06*	(8.29e-07)	-8.72e-07	(9.04e-07)
	非遵法の評判	NonCReput	0.172	(0.161)	-0.525*	(0.218)
統制変数	民主主義ベア	JDEM	-0.038	(0.030)	-0.049	(0.051)
	不可分争点×民主制	LUMPY × Dem	-0.282	(0.186)	0.141	(0.216)
	提訴国数	MULTI	0.227**	(0.047)	-0.130*	(0.041)
	途上国vs 先進国	LDCvDME	0.377	(0.281)	-0.497	(0.320)
定数項		constant	-0.778*	(0.307)	1.312*	(0.510)
誤差項の 相関		ρ			-1.000**	(0.004)
	観測数		269		107	
	Model χ^2		33.364**			

Note: Standard Errors are in parentheses.

† $p > z = 0.1$ * $p > z = 0.05$ ** $p > z = 0.01$

っていることが読み取れる。これらのことから、両段階の連動について第II節で検討した可能性のうち、後者、すなわち、裁定履行を促進する変数が、エスカレートを阻害する方向で働いていることが確認されたと言える。言い換えると、裁定案件として観察されるサンプルは、履行しにくいものばかりから成り立っているものと考えられる。

両段階の誤差項の相関を表す ρ の意味するところについて、もう少し詳しく論じよう。計量分析において誤差項を構成する要因は、回帰式に含まれない隠れた変数 (omitted variable) である。もちろん本研究では、協定遵守の理論研究やGATT/WTOの先行研究に基づいて、裁定履行や紛争のエスカレートに影響する要因を出来る限り網羅するように努めた。しかし、それでもなお計量モデルで

十分に捉えられていない要因として、履行段階と協議段階で異なる働きをする国内政治制約を挙げることができる。本稿では、国内政治制約の大きさは拒否権プレイヤーの数によって部分的に捉えられているが、この制約の強さと方向は紛争過程を通じて一定であると仮定し、政府の履行を阻害する要因としてのみ扱っている。しかし、飯田(2001); Iida (2003)が提示するWTO紛争の2レベルゲーム的枠組みによると、紛争のエスカレートに伴って国内制約は質的に変化すると考えられる。すなわち、紛争の初期段階で交渉が水面下で行われている状況では、保護主義勢力による不遵守圧力が政府の行動を制約し結果的に紛争のエスカレートを促すのに対して、紛争が裁定段階までエスカレートすると、今度は国内の自由化勢力による遵守圧力が高まり、裁定履行が促進されることになるという。 ρ の推定値についての本研究の分析結果は飯田の想定するロジックと整合的であり、これに間接的なサポートを与えるものだと考えられる。

個々の説明変数について、効き方を見ていこう。管理モデル(仮説M1、2)が予測する変数は、いずれも履行の成否を左右する要因として働いていないことが分かる。唯一、仮説M1について、提訴国の財政能力(D_GDP)は紛争のエスカレートに対してのみ負の影響を与えていることが見て取れる。経済的に豊かな被提訴国は、2国間協議の段階で提訴側から譲歩を引き出すようなside paymentを行う余裕があるため、紛争がエスカレートしにくくなっているものと解釈することができる。仮説M2が予測する拒否権プレイヤーの数(D_VETO)は、いずれの段階でも統計的に有意な結果が得られなかった。また、この変数を取り除き、ECが被提訴国となったケースを分析に入れた場合であっても、その他の独立変数の効き方や ρ の推定は大きく変化していないことが分かる。

制裁モデル(仮説E1、2)が予測する変数のうち、提訴側の相対的制裁パワーを測る変数(GDP_Ratio)は、履行を促進し、かつエスカレートを抑止する働きをしていることが分かる。

上述したように、この分析結果は、裁定へとエスカレートしてくる案件が、提訴側の制裁パワーをもってしても紛争の早期解決を実現できなかった案件ばかりから成り立っていることを示唆している。したがって、裁定案件のみを取りあげて履行の成否を議論することは、履行の可能性を過小評価することになる。提訴

側への輸出依存度を測る変数 (EXDEP) は、表6に示した、ECのケースを入れたモデルにおいてのみ、エスカレートを促進する方向に効いており、統計的にはわずかに有意であった。被提訴国にとって、輸出依存度が高い相手から提訴を受けた場合に、パネル裁定へと持ち込む確率が高いということが分かる。

評判モデル (仮説R1、2) が予測する変数について見ると、両者の効き方が段階によって変わってくるが見て取れる。貿易量 (D_TRADE) を測る変数は、履行の促進には影響しないが、エスカレートを促進する要因として働いている。この結果は2通りに解釈することができる。まず、貿易量が多く、他国との相互依存関係が深いような被提訴国は、提訴国との2国間交渉で紛争を解決するのが難しいためにパネルによる司法的解決を望む傾向にあるのではないかと考えられる。あるいは、貿易量が多い被提訴国は、より明確なルールの下での予測可能性の高さを志向するためであるとも考えられる。次に、提訴側の遵守行動の履歴を表す、非違法的評判の指標 (NonCReput) は、履行段階において、理論の予測通りの方向で効いていることが分かる。すなわち、被提訴国は、遵法的な評判を持っている国家から提訴されてクロ裁定を受けた場合、不履行によって自らの評判が傷つくのをおそれる傾向があるものと考えられる。すなわち、提訴国が遵法的な評判を持っているほど、被提訴国にとっての評判コストは高まり、裁定履行の確率が高まる傾向があると言える。この変数は、紛争のエスカレート段階では統計的に有意な結果が得られなかった。したがって、第IV節で論じたように、クロ裁定自体には評判コストを発生させる働きがないものと解釈できる。

統制変数の中では、紛争における提訴国の数を測る変数 (MULTI) のみが、両段階で統計的に有意であった。提訴国が多いほどエスカレートが起りやすいという関係から、多くの提訴国の利害が絡み合う案件ほど、取引費用が高く、パネル裁定へとエスカレートしやすと考えることができる。提訴国の数と裁定履行が負の相関関係にあることも、同様に、被提訴国にとって、複数国に関係する措置を撤廃することが難しいためであると解釈できる。

VI 結論

国際協定の遵守問題は、国際政治学・国際法両分野において近年最も注目を集

めている研究対象の1つである。このような注目の背景には、国際制度は国家の行動にどのような影響を与えるのか、特に、国際制度の存在によって国際協調の可能性はどれほど高まるのかといった問題関心がある。Martin and Simmons (1998)は、国際制度研究のレビュー論文の中で、これまでの研究が制度の成立や維持の説明に成果を上げてきた一方で、成立した制度がどのような効果を持つのかについては十分な知見の蓄積がなされてこなかった点を指摘している (p.738)。国家のルール遵守行動の分析は、このような批判に応え、国際制度の有効性を測る試みであると言える。

本研究では、WTO紛争処理機構が下す裁定の遵守を取りあげることで、国際協定の二次遵守 ("second-order" compliance) の問題を分析した⁶⁰⁾。二次遵守に注目することの利点は、2つある。第1に、一次遵守に比べて二次遵守は、国家の履行義務が明確であり、観察者が遵守の有無を確認しやすいことである。国際法義務一般について、国家が一体どの程度遵守しているのかを数え上げることはほとんど不可能であるのに対して、裁定の履行率はカウントしやすい。第2に、二次遵守の研究は、セレクション・バイアスを避けやすいことである。国家は自国が遵守しやすい国際協定を選んで締結しているという内生性の問題を考えると、一次遵守の成績が良好なことは単なる国家の短期的利害の反映に過ぎないかも知れない。これに対して、WTOの紛争処理制度のように実質的な強制的管轄権が認められた国際法廷における二次遵守に注目することで、国家が短期的な自己利益に反するような裁定を遵守するのはなぜかという問題を扱うことができる。

もちろん、二次遵守の研究が、完全にセレクション・バイアスを免れるわけではない。本研究で明らかにしてきたように、WTO紛争では、被提訴国にとって履行しにくい案件ほど、裁定段階までエスカレートしやすいという関係が存在した。したがって、裁定が下された案件のみを取りあげて履行の問題を議論してしまうと、このバイアスのために、本研究が関心を寄せてきた評判コストや制裁バ

60) 一次遵守 ("first-order" compliance) とは、国際法が定める義務一般についての遵守を指すのに対して、二次遵守 ("second-order" compliance) とは国際法廷からの裁定・命令・勧告への遵守を指す。両者の区別について、Simmons (1998), p.78。

ワー、行政・財政能力などの各要因の影響力は過小評価されることになる。本研究は、この問題に対処するために、セレクション・バイアスを補正する統計手法を用い、各理論モデルの含意を厳密に検証して新たな知見を導いた。

これまでの研究では、不遵守の抑止力としての評判コストの重要性は認識されていながらも、どのような条件で評判の懸念が遵守に影響するのかが十分に検討されてこなかった。本研究の分析から、提訴国が合法的な評判を持っているほど、被提訴側も自国の評判の低下を懸念する（＝評判コストが大きくなる）ために合法的にふるまう、という関係が存在していることが示唆される。逆に、提訴国が非合法的な評判を持っていると、被提訴側にとっての評判コストは小さくなり、裁定を履行する誘因が小さくなると言える。したがって、潜在的な提訴国は、自国が国際制度の枠組みの中で合法的に振る舞うことによって、将来の潜在的な被提訴国の評判コストを増大させることで、履行を促進させることができると言える。

このことは、WTOの紛争処理制度の改革問題を考える上でも重要な政策的含意を持っている。裁定履行問題の議論の中で、常に大きな注目を集めてきたのが対抗措置制度の強化による不履行の抑止策であった。しかし、制裁措置はそれ自体で全体の経済厚生を低下させるものであり、そのような制度の導入が規範的に望ましいかどうかは簡単に答が出せる問題ではなく、またそのような仕組みが政治的に可能であるかも疑わしい。これに対して、違反国に対して直接の制裁を行うのではなく、自国が合法的な評判を確立することによって相手側の評判コストを高めるという戦略は、好循環を生みやすく、望ましい政策であると言える。WTO紛争処理制度の改革論議は、このような戦略をより効率的に実行するのに適した制度的枠組についても視野に入れることで、より実りあるものになると考えられる。

参考文献

- Allee, Todd L. 2004. "Legal Incentives and Domestic Rewards: The Selection of Trade Disputes for GATT/WTO Dispute Resolution." *Unpublished Manuscript*
- Baldwin, David A., ed. 1993. *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*. New

- York: Columbia University Press.
- Beck, Thorsten, George Clarke, Alberto Groff, Philip Keefer and Patrick Walsh. 2001. "New Tools in Comparative Political Economy: The Database of Political Institutions." *World Bank Economic Review* 15 (1) :165-176.
- Borzel, Tanja A. and Diana Panke. 2005. "Policy Matters - But How? Explaining Success and Failure of Dispute Settlement in the European Union." *APSA Paper*.
- Bronckers, Marco and Naboth van den Broek. 2005. "Financial Compensation in the WTO: Improving The Remedies of WTO Dispute Settlement." *Journal of International Economic Law* 8 (1) :101-126.
- Busch, Marc L. 2000. "Democracy, Consultation, and the Paneling of Disputes under GATT." *Journal of Conflict Resolution* 44 (4) :425-446.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2000. "Bargaining in the Shadow of the Law: Early Settlement in GATT/WTO Disputes." *Fordham International Law Journal* 24 (1-2) :158-172.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2002. Testing International Trade Law: Empirical Studies of GATT/WTO Dispute Settlement. In *The Political Economy of International Trade Law*, edited by Daniel L. Kennedy and James D. Southwick. Cambridge: Cambridge University Press.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2003a. "Developing Countries and General Agreement on Tariffs and Trade / World Trade Organization Dispute Settlement." *Journal of World Trade* 37 (4) :719-735.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2003b. Transatlantic Trade Conflicts and GATT/WTO Dispute Settlement. In *Transatlantic Economic Diputes: The EU, the US, and the WTO*, edited by Ernst-Ulrich Petersmann and Mark A. Pollack. New York: Oxford University Press, pp. 465-485.
- Busch, Marc L., Rafal Raciborski and Eric Reinhardt. 2005. "Does the WTO Matter? US Antidumping Investigations and the Rule of Law." *APSA Paper*.
- Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes. 1991. "Compliance without Enforcement: State Behavior under Regulatory Treaties." *Negotiation Journal* 7 (3) :311-338.

- Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes. 1993. "On Compliance." *International Organization* 47 (2) :175-205.
- Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes. 1995. *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*. Cambridge, MA.: Harvard University Press.
- 千葉大奈. 2005. 「WTO体制下の米欧通商紛争：訴訟か交渉か」『一橋法学』4(3) :1107-1126.
- Davey, William J. 2005a. "Implementation in WTO Dispute Settlement: An Introduction to the Problems and Possible Solutions." *RIETI Discussion Paper Series* 05-E-013.
- Davey, William J. 2005b. "The WTO Dispute Settlement System: The First Ten Years." *Journal of International Economic Law* 8 (1) :17-50.
- Downs, George W. and David M. Rocke. 1995. *Optimal Imperfection? Domestic Uncertainty and Institutions in International Relations*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Downs, George W., David M. Rocke and Peter N. Barsoom. 1996. "Is the Good News about Compliance Good News about Cooperation?" *International Organization* 50 (3) :379-406.
- Downs, George W. and Michael A. Jones. 2002. "Reputation, Compliance, and International Law." *Journal of Legal Studies* 31 (1, pt. 2) :S95-114.
- Duffield, John S. 2003. "The Limits of "RationalDesign" ." *International Organization* 57 (2) :411-430.
- Fearon, James D. 1994. "Domestic Political Audiences and the Escalation of International Disputes." *American Political Science Review* 88 (3) :577-592.
- Fearon, James D. 1995. "Rationalist Explanations for War." *International Organization* 49 (3) :379-414.
- Fudenberg, Drew and Jean Tirole. 1991. *Game Theory*. Cambridge, MA.: MIT Press.
- Goldstein, Judith, Miles Kahler, Robert O. Keohane and Anne-Marie Slaughter, eds. 2001. *Legalization and World Politics*. Cambridge, MA.: The MIT Press.
- Guzman, Andrew T. 2001. "International Law: A Compliance Based Theory." *UC Berkeley Public Law Research Paper* 47.
- Guzman, Andrew T. 2003. "The Political Economy of Litigation and Settlement at the

- WTO." *Unpublished Manuscript*.
- Guzman, Andrew T. and Beth A. Simmons. 2002. "To Settle or Empanel? An Empirical Analysis of Litigation and Settlement at the World Trade Organization." *Journal of Legal Studies* 31 (1, pt. 2) :S205-235.
- Haas, Peter M., Robert O. Keohane and Marc A. Levy, eds. 1993. *Institutions for the Earth: Sources of Effective International Environmental Protection*. Cambridge, MA.: MIT Press.
- 林光. 2004. 「内戦におけるセレクション・バイアスの推定と秩序回復の予測」『社会科学研究』55 (5/6) :239-272.
- Heckman, James. 1979. "Sample Selection Bias as Specification Error." *Econometrica* 47:153-161.
- Henkin, Louis. 1968. *How Nations Behave*. New York: Columbia University Press.
- Hudec, Robert E. 1993. *Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System*. Salem, NH.: Butterworth Legal Publishers.
- Iida, Keisuke. 1996. "Involuntary Defection in Two-Level Games." *Public Choice* 89:283-303.
- 飯田敬輔. 2001. 「WTO紛争処理の2レベルゲーム分析」『青山国際政経論集』53:183-209.
- Iida, Keisuke. 2003. "Why Does the World Trade Organization Appear Neoliberal? The Puzzle of the High Incidence of Guilty Verdicts in WTO Adjudication." *Journal of Public Policy* 23 (1) :1-21.
- Iida, Keisuke. 2004. "How Does Early Settlement Work at the WTO?" *APSA Paper*.
- 岩沢雄司. 1995. 『WTOの紛争処理』三省堂.
- Jackson, John H. 1997. *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations*. 2nd ed. Cambridge, MA.: The MIT Press.
- 川瀬剛志・荒木一郎 (編). 2005. 『WTO紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂.
- 川島富士雄. 2005. 「『貿易と環境』案件における履行過程の分析枠組みと事例研究：『非貿易的関心事項』が係わる案件の一例として」川瀬・荒木 (編) 『WTO紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂, pp. 313-360.
- Keefer, Philip and David Stasavage. 2003. "The Limits of Delegation: Veto Players,

- Central Bank Independence and the Credibility of Monetary Policy." *American Political Science Review* 97 (3) :407-423.
- Keohane, Robert O. 1984. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Keohane, Robert O. and Lisa L. Martin. 1995. "The Promise of Institutional Theory." *International Security* 20 (1) :39-51.
- Keohane, Robert O., Andrew Moravcsik and Anne-Marie Slaughter. 2000. "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational." *International Organization* 54 (3) :457-488.
- King, Gary, Robert O. Keohane and Sidney Verba. 1994. *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Koremenos, Barbara, Charles Lipson and Duncan Snidal. 2001. "The Rational Design of International Institutions." *International Organization* 55 (4) :761-799.
- 小寺彰. 2000. 『WTO体制の法構造』東京大学出版会.
- Lipson, Charles. 1991. "Why Are Some International Agreements Informal?" *International Organization* 45 (4) :495-338.
- Martin, Lisa L. 1993. "Credibility, Costs, and Institutions: Cooperation on Economic Sanctions." *World Politics* 45 (3) :406-432.
- Martin, Lisa L. and Beth A. Simmons. 1998. "Theories and Empirical Studies of International Institutions." *International Organization* 52 (4) :729.
- Mearsheimer, John J. 1994-95. "The False Promise of International Institutions." *International Security* 19 (3) :5-49.
- Mitchell, Ronald B. 1994. *International Oil Pollution at Sea: Environmental Policy and Treaty Compliance*. Cambridge, MA.: MIT Press.
- 内記香子. 2005. 「農業案件の履行・不履行問題」川瀬・荒木（編）『WTO紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂, pp. 287-312.
- Oneal, John R. and Bruce M. Russett. 1997. "The Classical Liberals were Right: Democracy, Interdependence, and Conflict, 1950-1985." *International Studies Quarterly* 41 (2) :267-293.

- 大矢根聡. 2005. 「国際規範の遵守と国内政治」川瀬・荒木（編）『WTO紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂, pp. 137-174.
- Raustiala, Kal and Anne-Marie Slaughter. 2002. International Law, International Relations and Compliance. In *Handbook of International Relations*, edited by Walter Carlsnaes, Thomas Risse and Beth A. Simmons. London: Sage Publications, pp. 538-558.
- Reinhardt, Eric. 2001. "Adjudication without Enforcement in GATT Disputes." *Journal of Conflict Resolution* 45 (2) :174-195.
- Reinhardt, Eric. 2003. Tying Hands without a Rope: Rational Domestic Response to International Institutional Constraints. In *Locating the Proper Authorities: The Interaction of Domestic and International Institutions*, edited by Daniel W. Drezner. Ann Arbor: The University of Michigan Press, pp. 77-104.
- Rosendorff, B. Peter. 2005. "Stability and Rigidity: Politics and the Design of the WTO's Dispute Settlement Procedure." *American Political Science Review* 99 (3) :389-400.
- Rosendorff, B. Peter and Helen V. Milner. 2001. "The Optimal Design of International Trade Institutions: Uncertainty and Escape." *International Organization* 55 (4) : 829-857.
- Russett, Bruce M. 1993. *Grasping The Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Schelling, Thomas. 1960. *The Strategy of Conflict*. Cambridge, MA.: Harvard University Press.
- Schwartz, Warren F. and Alan O. Sykes. 2002. "The Economic Structure of Renegotiation and Dispute Resolution in the World Trade Organization." *Journal of Legal Studies* 31 (1, pt. 2) :S179-204.
- Simmons, Beth A. 1998. "Compliance with International Agreements." *Annual Review of Political Science* (1) :75-93.
- Simmons, Beth A. 2000. "International Law and State Behavior: Commitment and Compliance in International Monetary Affairs." *American Political Science Review* 94 (4) :819-835.
- Smith, James McCall. 2000. "The Politics of Dispute Settlement Design: Explaining

- Legalism in Regional Trade Pacts.” *International Organization* 54 (1) :137-180.
- Sutherland, Peter, Jagdish Bhagwati, Kwesi Botchwey, Niall FitzGerald, Koichi Hamada, John H. Jackson, Celso Lafer and Thierry de Montbrial. 2004. “The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium.” World Trade Organization. available at <http://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.htm>
- Tallberg, Jonas. 2002. “Paths to Compliance: Enforcement, Management, and the European Union.” *International Organization* 56 (3) :609-643.
- 田村次朗. 2001. 『WTOガイドブック』 弘文堂.
- Tsebelis, George. 2002. *Veto Players: How Political Institutions Work*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- van den Broek, Naboth. 2003. “Power Paradoxes in Enforcement and Implementation of World Trade Organization Dispute Settlement Reports: Interdisciplinary Approaches and New Proposals.” *Journal of World Trade* 37 (1) :127-162.
- von Stein, Jana. 2005. “Do Treaties Constrain or Screen? Selection Bias and Treaty Compliance.” *American Political Science Review* 99 (4) :611-622.
- Wendt, Alexander E. 2001. “Driving with the Rearview Mirror: On the Rational Science of Institutional Design.” *International Organization* 55 (4) :1019-1049.
- Wooldridge, Jeffrey M. 2003. *Introductory Econometrics: A Modern Approach*. 2nd ed. Thompson Learning.
- Yarbrough, Beth V and Robert M. Yarbrough. 1997. Dispute Settlement in International Trade: Regionalism and Procedural Coordination. In *The Political Economy of Regionalism*, edited by Edward D. Mansfield and Helen V. Milner. New York: Columbia University Press.
- Young, Oran R. 1979. *Compliance and Public Authority: A Theory with International Applications*. Jons Hopkins University Press.
- Young, Oran R. 1992. The Effectiveness of International Institutions: Hard Cases and Critical Variables. In *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, edited by James N. Rosenau and ErnstOtto Czempiel. Cambridge: Cambridge

(420) 一橋法学 第5巻 第3号 2006年11月

University Press, pp. 160-194.